

兵庫県公報

令和2年8月21日 金曜日 第133号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（西播磨県民局）	3
公 告	
○ 入札公告（管理課）	3
○ 落札者等の公示（県立但馬技術高等学校）	6
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	7
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	8
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則	9

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第10号）
警察本部の組織改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）
兵庫県警察の組織に関する規則の一部改正により、兵庫県警察にサイバーセキュリティ・捜査高度化センターが設置されること等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第887号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

上八木土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	細川 協大	南あわじ市八木養宜上1549番地
同	石上 達也	同 市八木養宜上407番地2
同	市川 雄三	同 市八木養宜上443番地
同	村上 憲二	同 市八木養宜上610番地1
同	安井 勝	同 市八木養宜上498番地
同	前田 真樹	同 市八木養宜上383番地4
同	廣瀬 博一	同 市八木養宜上390番地2

同	廣 瀬 成 彦	同	市八木養宜上256番地
同	柏 木 昌 廣	同	市八木養宜上225番地
同	柏 木 晃	同	市八木養宜上203番地
同	細 川 浩 二	同	市八木養宜上1568番地 1
同	宮 崎 須 次	同	市八木養宜上1029番地19
同	前 川 太 一	同	市八木養宜上1114番地 8
同	谷 川 昇	同	市八木野原296番地
監 事	前 野 拓 也	同	市八木養宜上1514番地
同	山 田 和 弘	同	市八木養宜上242番地
同	藤 江 唯 視	同	市八木養宜上487番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

前 田 幸 久

藤 江 伸 治

藤 江 康 彰

出 口 嘉 万

中 川 恵 夫

山 本 貴 子

岩 岡 博 章

柏 木 弘 之

柏 木 喬

細 川 敏 之

細 川 はるみ

宮 崎 純 直

前 川 太 一

堀 川 博 久

堀 川 順 史

山 田 和 弘

藤 江 唯 視

宮 崎 須 次

住 所

洲本市千草庚278番地24

南あわじ市八木養宜上622番地

同 市八木養宜上403番地

同 市八木養宜上451番地 1

同 市八木養宜上435番地 1

同 市八木養宜上358番地

同 市八木養宜上272番地

同 市八木養宜上293番地 1

同 市八木養宜上1596番地

同 市市青木39番地 5

同 市八木養宜上1553番地

同 市八木養宜上1046番地

同 市八木養宜上1114番地 8

同 市八木野原221番地

同 市八木野原312番地

同 市八木養宜上242番地

同 市八木養宜上487番地

同 市八木養宜上1029番地19

兵庫県告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
養宜土地改良区	令和2年7月21日

兵庫県告示第889号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
上池田(2)	神戸市	長田区	上池田 三丁目		36番1の一部、36番2の一部



兵庫県告示第890号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
原	たつの市		揖保川町原	中町 東町 東山	346番1の一部、346番2の一部、348番1の一部 635番の一部、636番から638番まで、638番1、639番から643番まで、643番1、644番、644番2、645番、645番2、646番、647番 849番9の一部、849番11から849番13までの各一部



兵庫県告示第891号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年8月21日

西播磨県民局長 遠藤英二

- 1 指定する土地等の所在地
宍粟市一宮町安積616番2
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
兵庫県立伊和高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	井戸敏三

- 4 指定する理由
宍粟市一宮町安積地域内一級河川揖保川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年8月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ディスプレイ 450台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和2年12月28日（月）

(4) 納入場所

兵庫県庁ほか（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年8月21日（金）から同年9月4日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年10月2日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年10月1日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年8月21日（金）から同年9月4日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月4日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年9月25日（金）午後5時から同年10月2日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年8月22日（土）から同年9月16日（水）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年8月22日（土）から同年9月4日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月4日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年9月25日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月30日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年10月16日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

450 Displays for computers

(3) Delivery period: December 28, 2020

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Government Office Buildings and other locations (as specified in the specifications)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 4, 2020

(6) Deadline for tender:

14:00 October 2, 2020 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 October 1, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922



落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年8月21日

契約担当者

兵庫県立但馬技術大学校長 奥田孝一

1 落札に係る物品の名称及び数量

職業訓練用機械一式（OAフロア化工事含む。）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立但馬技術大学校 豊岡市九日市上町660—5

3 落札者を決定した日

令和2年8月7日

4 落札者の名称及び住所

株式会社システムリサーチ 豊岡市日高町浅倉27

- 5 落札金額
14,630,000円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年7月27日

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第23の3の項中

「 | シ 警察署長 |
| ス 警察署の副署長 | 」

を

「 | シ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長 |
| ス 警察署長 |
| セ 警察署の副署長 | 」

に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察本部の款を次のように改める。

警察本部	(1) 参事官 (2) 監察官室長 (3) 監察官 (4) 警察学校長	2種
	(1) 本部及び市警察部の課長 (2) 訟務官 (3) 科学捜査研究所長 (4) 機動捜査隊長 (5) 生活安全特別捜査隊長 (6) 機動パトロール隊長 (7) 鉄道警察隊長 (8) 運転免許試験場長 (9) 交通機動隊長 (10) 高速道路交通警察隊長 (11) 機動隊長 (12) サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長 (13) 警察署長 (14) 警察署の副署長（灘、生田、西宮、尼崎南、明石、加古川及び姫路警察署の	3種

副署長に限る。)	
(15) 参事 (医師・歯科医師職4級の者に限る。)	
(1) 参事 (医師・歯科医師職4級の者を除く。) (2) 管理官 (3) 警察署の副署長 (東灘、葺合、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、甲子園、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚及び飾磨警察署の副署長に限る。)	4種
(1) 本部及び市警察部の課 (室・所・場)の次席 (2) 機動捜査隊副隊長 (3) 生活安全特別捜査隊副隊長 (4) 機動パトロール隊副隊長 (5) 鉄道警察隊副隊長 (6) 交通機動隊副隊長 (7) 高速道路交通警察隊副隊長 (8) 機動隊副隊長 (9) サイバーセキュリティ・捜査高度化センター次席 (10) 警察学校副校長 (11) 警察署の副署長 (東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、明石、加古川、姫路及び飾磨警察署の副署長を除く。)	5種

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成7年兵庫県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号ウ及びエ中「警察本部」の右に「、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」を加え、同号カ中「警察本部」の右に「又はサイバーセキュリティ・捜査高度化センター」を加え、同号キ中「警察本部」の右に「、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」を加える。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月21日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程 (昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号) の一部を次のように改正する。

第23条第3項第5号中「葺合」の右に「、兵庫」を加える。

別表第1方面本部の項の次に次のように加える。

サイバーセキュリティ・捜査高度化センター	職員	職員	主任職員	主査	センター長補佐係長	センター長補佐				
----------------------	----	----	------	----	-----------	---------	--	--	--	--

別表第5方面本部の項の次に次のように加える。

サイバーセキュリティ・捜査高度化センター	係員	係員	主任係員	係長主任	上席係長	センター長補佐 上席係長	センター長補佐	次席調査官	副センター長 管理官
----------------------	----	----	------	------	------	-----------------	---------	-------	---------------

別表第5備考2中「サイバー犯罪対策課」を「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」に改める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

公安委員会規則

兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月21日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川 輝久

兵庫県公安委員会規則第9号

兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県警察国有物品管理規則(昭和40年兵庫県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下同じ。）」の右に「、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」を加え、「および」を「及び」に改める。

(警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部改正)

第2条 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則(昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「本部の各所属」の右に「(サイバーセキュリティ・捜査高度化センター及び警察学校を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。